この文章は、今治市発行の「今治市共に生きる社会づくり条例」のリーフレット原稿です。

こちらは、リーフレットに掲載している、音声コードが読み上げる文章を、ワード形式に編集したものになります。ページ数のアナウンス以外は、リーフレットの音声コードと同じ内容を読み上げます。この文章は、全部で４ページあります。

このページは、１ページ目です。

○表紙の題名

みんなが安心して暮らすことができる社会へ

今治市共に生きる社会づくり条例

ができました

○音声コードの説明

切り欠きの近くにあるマークは、音声コードです。スマートフォン専用アプリ「ユニボイス」などで読み取ると、内容を音声で聞くことができます。

○表紙のイラストの説明

真ん中に地球のイラストがあります。その周りを、いろいろな立場の人々とバリイさんが囲んでいます。みんなで輪になって、手を繋いでいます。

このページは、２ページ目です。

「今治市共に生きる社会づくり条例」とは？

○前文.今治市の目指す共生社会

　私たちの年齢、性別、性的指向や性自認、障がいの有無及び国籍や文化的背景などは、それぞれ異なります。すべての人が一人ひとりの多様性を尊重し、互いにその人らしさを認め合い、生涯にわたって安心して暮らすことができる社会が、今治市の目指す共生社会です。

本市は、平成17年に12の市町村が合併し、新しい今治市として誕生しました。令和７年に合併20周年を迎えるにあたり、新たな今治の歴史を刻む出発点として、「ふるさと今治」がこれからの20年、さらには100年後も「ずっと住み続けたいまち」となるよう、私たちは一丸となって、共生社会の実現に向けて歩み続けることを決意し、この条例を制定します。

○前文．やさしい日本語訳

私たちは、年齢、性別、性的指向、性自認、障がいがあるかないか、国籍、文化の違いなど、それぞれ違います。すべての人が多様性を大切にします。お互いにその人のよいところを認めます。ずっと安心して暮らせます。この3つが今治市の目標とする共生社会です。

今治市は、2005年に12の市や町や村が一つになり、新しい今治市になりました。2025年で20年が経ちます。2025年は、次の新しい今治の始まりです。「ふるさと今治」が、20年後も、100年後も「ずっと住み続けたいまち」になるように、私たちは、みんなで一緒に共生社会を 作ることを決めました。そのために、この条例を作りました。

言葉の説明．

・性的指向．好きになる人、好きな人の好み

・性自認．自分の性別、自分の感じる性別

・国籍．どこの国の人か

・多様性．いろいろな違い、いろいろなこと

・条例．決まり

やさしい日本語訳監修．ハクナマタタ

このページは、３ページ目です。

○基本理念．共生社会を目指すために大切なこと

今治市と市民と事業者が、お互いに協力しながら、共生社会の実現を目指します。

・個性の尊重

すべての人が、それぞれの多様性を持つ人として大切にされること。

・支え合い・助け合い

すべての人が、お互いを認め合って、支え合って、助け合うことで、安心して生活ができること。

・社会参画機会の確保

すべての人が、自分のやりたい方法で、社会のたくさんのことに 参画することができるようになること。

言葉の説明

・参画．参加するだけではなく、計画や意見を出して、一緒に進めること

○基本的施策．共生社会を目指すために今治市が取り組むこと

・理解を深める共生の意識づくり

共生社会について学ぶ機会をつくったり、共生社会の考えを広める活動をします。

・わかりやすい情報のやりとり

誰にでも わかりやすい言葉や方法で、市民が知りたい情報を伝えます。

・みんなが暮らしやすいまち

市民が安全で安心して暮らせるように、多様性を考えて、みんなが使いやすい施設などの整備に努めます。

・地域の支え合い

市民や事業者と、お互いに協力・連携しながら、より良い地域づくりに取り組みます。

・共生を進める仕組みづくり

みんなで共生社会の実現を目指して、必要があるときには、より良い方法を考えます。

・合理的配慮

基本的施策を使って、合理的配慮ができるように取り組みます。

このページは、４ページ目です。

○合理的配慮とは？

合理的配慮とは、毎日の生活で困っていることがある人に必要な助けで、気配りや手伝いをする人には、あまり大変ではないことです。困っている人から助けが必要だと言われたときに、気配りや手伝いをすることが大切です。

もし、助ける人が 大変なときは、どうして大変なのかを説明します。そして、ほかの方法を考えたり、話し合ったりして、よい方法を一緒に探しましょう。どんなことが合理的配慮になるかは、場所や人によって違います。大切なのは、相手を思いやるやさしい気持ちです。

合理的配慮の考え方について、４つのイラストで説明します。

身長の違う３人が、ブロックべいの向こうにいるゾウをみています。

１つ目は、配慮が何もない状態のイラストです。

２つ目では、３人が同じ高さの台に乗りました。平等ではありますが、身長が低い人がまだゾウをみることができません。

３つ目では、３人がそれぞれの身長に合わせて、高さの違う台に乗りました。公平さが担保され、全員がゾウをみることができます。

４つ目では、ブロックべいをやめて、ネットに変えました。環境を変えれば、台がなくても、全員がゾウをみることができます。

○合理的配慮の例

たとえば

・外国の人に．難しい言葉は使わないで、簡単な日本語を使います。

・車いすの人に．乗り物に乗るときに、手伝います。

・杖をついた人に．杖を立てる場所を 作ります。

・視覚障がいのある人に．歩く速さを合わせて、周りの様子を伝えながら歩きます。

・様々な立場の人に．誰にでもわかりやすい言葉や方法（筆談、読み上げ、手話、拡大文字、やさしい日本語、コミュニケーションボードなど）を 使います。

※合理的配慮の内容は、それぞれの場面によって違います。また、例のほかにも合理的配慮に なるものがあります。

発行者．今治市市民参画課

住所．〒794-8511　今治市別宮町１丁目４－１

代表の電話番号．0898-32-5200、代表のファックス番号．0898-32-5211

2025年1月発行

以上で、音声を終わります。